

【中国】外商投資法の制定

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 対外開放を加速し、外資の中国国内での投資活動に対する法的保障を一層強化するための統一的な枠組みを定める法律として、2019年3月15日に外商投資法が制定された。

1 背景と経緯

(1) 外資導入関連の法整備

中国では、改革開放政策が始まった1978年以降、外資導入関連の法整備が進められてきた。1982年に制定された現行憲法は、第18条において、外国からの投資の許可並びに外資系企業の合法的権利利益の保護及び国内法令の遵守義務について定めている。また、外資系企業について規定する法律として、経営形態ごとに、1979年に中外合資経営企業法、1986年に外資企業法、1988年に中外合作経営企業法が制定され、これらは「外資3法」と称されている。

市場経済化による経済発展を目指す中国政府は、外資導入を拡大するための様々な措置を講じてきた。法制面でも、特に2001年の世界貿易機関（WTO）加盟を契機として、外資3法の改正や様々な関連立法により、外資の中国国内における活動を保障するための法的基盤を徐々に強化してきている。2016年には、外資に対する規制緩和を一層促進し対中投資を拡大させることを目的として、自由貿易試験区における試行期間を経て、投資前段階での内国民待遇、外資系企業の設立に係る届出制の導入等が実施され、外資3法の関係規定も再度改正された¹。

(2) 外商投資法の制定

中国における外資系企業数は、2018年末現在、約96万社に上っている。また、2018年に中国国内で新たに設立された外資系企業は約6万社（対前年比70%増）、2018年の実行ベース外資導入額は過去最高の8856億元²に達した。一方で、対中投資に関しては、参入障壁が依然として高いこと、体制の違いに起因する様々なリスクの存在等が諸外国から指摘され、早急な改善が求められている。また、外資3法と会社法、パートナーシップ企業法、民法総則、契約法等の関係規定との整合性を図ることも課題となっていた。そのため、中国政府は、外資3法の再改正ではなく、外資による対中投資の促進、外資保護の強化、管理体制の適正化等、対外開放の更なる拡大を保障するための法的枠組みを統一的に規定する新法を制定することとした。今回の新法制定は、難航する米中通商交渉の打開に向けた中国側の対策の1つでもあった。

新たに制定される外商投資法案は、2018年12月の第13期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第7回会議に提出された。法案は同会議での第1回審議、意見公募、2019年1月の同第8回会議での第2回審議を経て修正され、同年3月の第13期全人代第2回会議において審議・修正の後、3月15日に可決、成立した。外商投資法³は、全6章42か条から成り、同日公布され、2020年1月1日から施行される。同法施行と同時に外資3法は廃止される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ 岡村志嘉子「【中国】外資規制緩和のための4法一括改正」『外国の立法』No.269-2, 2016.11, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10212560_po_02690209.pdf?contentNo=1> を参照。

² 1元は約16.3円（平成31年4月分報告省令レート）。

³ 「中华人民共和国外商投資法」中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm>

2 外商投資法の構成と主な内容

(1) 法律の構成

第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：投資促進（第9条～第19条）、第3章：投資保護（第20条～第27条）、第4章：投資管理（第28条～第35条）、第5章：法的責任（第36条～第39条）、第6章：附則（第40条～第42条）。

(2) 立法目的と適用範囲

対外開放の一層の拡大、対中投資の積極的推進とその合法的権利利益の保護、管理の適正化、全面的に開放された新たな枠組みの構築等を目的とする（第1条）。

外国の個人、企業又はその他の組織（以下「外資」）が中国国内で直接的又は間接的に行う投資活動に対し、この法律が適用される（第2条）。

(3) 基本原則

国は、外資による中国国内への投資を奨励し、高度な投資自由化と利便性向上のための政策を推進し、安定性、透明性、予測可能性及び公平性が確保された市場環境を整備する（第3条）。

国は、外資による投資に対し、投資前段階での内国民待遇とネガティブリストによる管理制度を実施する（第4条）。また、国は、外資の中国国内における投資、収益及びその他の合法的権利利益を法に基づいて保護する（第5条）。

外資は、中国国内での投資活動において、中国法令の遵守義務を負い、中国の国の安全に危害を加えること及び社会の公共利益に損害を及ぼすことがあってはならない（第6条）。

いかなる国・地域も、投資において中国に対し差別的な禁止、制限等を行ったときは、中国は、その国・地域に対し相応の措置を講ずることができる（第40条）。

(4) 投資促進措置

国による各種の企業発展支援政策は、外資系企業に対しても平等に適用される（第9条）。

外資による投資に関する法令の制定に当たっては、外資系企業に意見や提案を求めなければならない（第10条）。国は、標準化に係る制度構築において、外資系企業の平等な参加を保障する（第15条）。

また、国は、外資系企業が法に基づき公平な競争により政府調達に平等に参入することを保障し、政府調達においては、外資系企業が中国国内で生産・提供する製品・サービスを法に基づき平等に取り扱う（第16条）。外資系企業は、証券の公开发行等により資金を調達することができる（第17条）。

(5) 外資の保護

国は、外資による投資に対し収用を行わない。ただし、特別な状況の下で公共の利益のために収用が必要な場合は、法定手続に従って行い、かつ、速やかに公平かつ合理的な補償を行わなければならない（第20条）。

行政機関及びその職員は、職責履行の過程で知り得た外資の営業秘密を漏洩し又は不法に他人に提供してはならない（第23条）。

(6) 知的財産権の保護

国は、外資の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関係権利者の合法的権利利益を保護し、権利侵害行為に対し法に基づき厳格に法的責任を追及する。国は、外資による投資の過程で自由意思と商業ルールに基づく技術協力を行うことを奨励する。行政機関及びその職員は、行政手段を利用して技術移転を強制してはならない（第22条）。